

議案第59号

福岡市幼保連携型認定こども園の設備及び運営の基準を定める条例の一部を改正する
条例案

上記の議案を提出する。

令和7年2月21日

福岡市長 高 島 宗 一 郎

理由

この条例案を提出したのは、幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、職員の員数に算入することができる副園長等の資格要件に係る特例の期間を延長する必要があるによる。

福岡市幼保連携型認定こども園の設備及び運営の基準を定める条例の一部を改正する
条例

福岡市幼保連携型認定こども園の設備及び運営の基準を定める条例（平成26年福岡市条例第58号）の一部を次のように改正する。

附則第4項中「10年間」を「12年間」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。